

## 【ドイツ】裁判のメディア公開拡大

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

\* メディア環境の変化と公益性の高い裁判に対する情報需要の高まりに対応するため、開廷中の放送等を禁じてきた裁判所構成法等を改正する「裁判手続におけるメディア公開拡大法」が、2017年9月22日に成立し、公布半年後の2018年4月19日に施行された。

### 1 テレビカメラ取材等禁止とその緩和に関する経緯

裁判の公開を規定する裁判所構成法<sup>1</sup>（GVG）第169条には、テレビの普及を背景に、1964年に、審理過程及び判決言渡しのラジオ・テレビ放送や公開目的での録音録画を行うことを禁じる第2文が追加された。この規定に基づく法廷でのテレビカメラ取材等の制限は、基本法が規定する基本権「放送の自由」に反するとして、長く争われてきた。

規制緩和に関し、まずは、旧東独の政治指導者ホーネッカー（Erich Honecker）等6人の刑事裁判をめぐり、1994年7月14日の連邦憲法裁判所決定はテレビカメラ取材等の全面禁止は違憲であるとした。また、GVG第169条を準用していた連邦憲法裁判所が、1993年からテレビカメラ取材等を一部容認する方針を採用し、1998年の連邦憲法裁判所法<sup>2</sup>の改正<sup>3</sup>で根拠規定（第17a条）を追加した。その後、2001年1月24日の連邦憲法裁判所判決では、GVG第169条第2文による開廷中のテレビカメラ取材等の禁止は合憲であるとの判断が下されたものの、インターネットの普及や欧州各国の動向を背景として、連邦と州の司法大臣会議が禁止を緩和する法改正を2013年に提案し、規制緩和に向けた動きが本格化した<sup>4</sup>。連邦司法消費者保護省は改正素案を2016年6月2日に公表し、各界から意見を聴取し、連邦政府は改正法案を8月31日に閣議決定した<sup>5</sup>。

政府法案は9月2日に連邦参議院に提出され、連邦参議院は10月14日に修正提案を決議した。同月26日に法案、連邦参議院の修正提案及び政府の反論が、連邦議会へ提出され、連邦議会は、2017年6月22日に司法委員会等の修正提案（後述）に基づいた修正法案を可決した。同修正法案は、連邦参議院を2017年9月22日に通過し、「裁判手続におけるメディア公開拡大法」<sup>6</sup>が成立した。同法は、10月8日の連邦大統領認証を経て、10月18日に公布された。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年7月13日である。

<sup>1</sup> Gerichtsverfassungsgesetz (GVG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077)

<sup>2</sup> Gesetz über das Bundesverfassungsgericht (Bundesverfassungsgerichtsgesetz - BVerfGG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. August 1993 (BGBl. I S. 1473)

<sup>3</sup> Gesetz zur Änderung des Bundesverfassungsgerichtsgesetzes und des Gesetzes über das Amtsgehalt der Mitglieder des Bundesverfassungsgerichts vom 16. Juli 1998 (BGBl. I 1998 S.1823)

<sup>4</sup> 連邦と州のワーキンググループ「GVG第169条の時代に即した新たな文言」は、2015年に最終報告書を提出した。Bund-Länder-Arbeitsgruppe „Zeitgemäße Neufassung des § 169 GVG“ Abschlussbericht, 26. Mai 2015. <[http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF/Abschlussbericht\\_Bund\\_Laender\\_Arbeitsgruppe\\_169GVG.html](http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF/Abschlussbericht_Bund_Laender_Arbeitsgruppe_169GVG.html)>

<sup>5</sup> BMJV, „Gesetz zur Erweiterung der Medienöffentlichkeit in Gerichtsverfahren und zur Verbesserung der Kommunikationshilfen für Sprach- und Hörbehinderte (EMöGG)“, 31. August 2016. <[https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Gesetzgebungungsverfahren/DE/Erweiterung\\_Medienoeffentlichkeit\\_Gerichtsverfahren.html](https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Gesetzgebungungsverfahren/DE/Erweiterung_Medienoeffentlichkeit_Gerichtsverfahren.html)>

<sup>6</sup> 「裁判手続におけるメディア公開を拡大し、並びに言語及び聴覚障害を持つ者のためのコミュニケーション支援を改善する法律（裁判手続におけるメディア公開拡大法）」 Gesetz zur Erweiterung der Medienöffentlichkeit in Gerichtsverfahren und zur Verbesserung der Kommunikationshilfen für Menschen mit Sprach- und Hörbehinderungen (Gesetz über die Erweiterung der Medienöffentlichkeit in Gerichtsverfahren - EMöGG) von 8. Oktober 2017 (BGBl. I S. 3546)

## 2 構成と概要

裁判手続におけるメディア公開拡大法は、全6条（Artikel）から成る条項法<sup>7</sup>である。第1条で裁判所構成法（GVG）を改正し、第2条で連邦憲法裁判所法を改正する。第3条の労働裁判所法<sup>8</sup>改正、第4条の特許法<sup>9</sup>改正は、第1条で改正されるGVG第169条の引用その他による文言の調整を行ったものである。第5条「経過規定」は、裁判所構成法施行法<sup>10</sup>、行政裁判所法<sup>11</sup>、税財務裁判所法<sup>12</sup>、労働裁判所法<sup>13</sup>及び社会裁判所法<sup>14</sup>を改正し、施行前に係属中だった事案には適用されないことを規定する。第6条は施行日を規定する。

裁判手続におけるメディア公開拡大の主な内容は、次のとおりである。

- ① 連邦最高裁判所（連邦通常裁判所、連邦行政裁判所、連邦税財務裁判所、連邦労働裁判所、連邦社会裁判所）及び連邦憲法裁判所において、法廷の音声の中継される執務スペースを、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ放送、その他のメディアの代表者が使えるようにする（法廷が狭い場合等における代表取材が可能な専用スペースの提供）。
- ② 現代史的意義の顕著な裁判の審理については、学術的・歴史的目的のために音声での記録作成（録音）が許可される。ただし、録音の文字起こしや編集は行ってはならず、裁判での証拠のような他の目的に用いることはできない。記録については、所管する連邦公文書館又は州公文書館への提供申出を行わなくてはならない。保存価値の有無は公文書館が判断し、公文書館が受理しない記録は、裁判所が消去しなければならない。
- ③ 場合によっては、メディアでの公開（ラジオ・テレビ放送、インターネット配信）を目的として、判決言渡しの録音・録画等が認められる。
- ④ 上記①から③については裁判所が個別に決定し、裁判所の決定に対する異議申立てはできない（手続の遅延についての申立ては可能）。
- ⑤ 2018年4月19日に施行し、2018年4月18日時点で係属中の事案には適用されない。

②について、政府法案は「録音及び録画」としていたが、委員会の提案に基づき「録音」のみに修正された。また、これらの記録を訴訟での証拠等、他の目的で使用することについてはより明確に禁止する表現に修正された。

なお、同法第1条には、言語障害者又は聴覚障害者の裁判へのアクセスを改善するため、全ての裁判手続における翻訳援助又は通訳の権利拡大も盛り込まれており（国連障害者権利条約第13条第1項に対応する、司法におけるコミュニケーション支援の改善）、公布翌日の2017年10月19日に施行されている。

### 参考文献

- ・鈴木秀美「ドイツにおける裁判テレビ中継と裁判の公開：2017年の裁判所構成法改正を手がかりに」『法学研究』91(1), 2018.1, pp.71-95.

<sup>7</sup> 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律等を改正又は制定する法律である。

<sup>8</sup> Arbeitsgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Juli 1979 (BGBl. I S. 853, 1036)

<sup>9</sup> Patentgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 16. Dezember 1980 (BGBl. 1981 I S. 1)

<sup>10</sup> Einführungsgesetz zum Gerichtsverfassungsgesetz in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 300-1, veröffentlichten bereinigten Fassung.

<sup>11</sup> Verwaltungsgerichtsordnung (VwGO) in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. März 1991 (BGBl. I S. 686)

<sup>12</sup> Finanzgerichtsordnung (FGO) in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. März 2001 (BGBl. I S. 442, 2262; 2002 I S. 679)

<sup>13</sup> Arbeitsgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Juli 1979 (BGBl. I S. 853, 1036)

<sup>14</sup> Sozialgerichtsgesetz (SGG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. September 1975 (BGBl. I S. 2535)